

宮崎県青少年自然の家

資料集

<目次>

1	利用者数の推移	1
2	利用料金体系	1
3	利用料金の過去の実績	2
4	指定管理料	2
5	現行の職員体制	2
6	光熱水費等経費	3
7	現行の主な外注経費	4
8	令和5年度青少年自然の家主催事業計画の一覧	7
9	地方自治法（抄）	2 5
10	公の施設に関する条例（抄）	2 7
11	青少年自然の家管理規則	3 2
12	個人情報取扱特記事項	3 6

1 利用者数の推移

(1) 利用団体数

(単位：団体)

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
青 島	559	549	425	310	496	468
むかばき	542	472	271	241	322	370
御 池	362	390	177	171	231	266
計	1,463	1,411	873	725	1,049	1,104

※四捨五入のため、平均の計は、必ずしも一致しない。(以下同じ。)

(2) 利用実人員

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
青 島	43,051	40,011	20,035	17,279	25,868	29,249
むかばき	21,490	18,778	8,379	9,094	11,524	13,853
御 池	27,515	25,451	8,439	6,944	9,645	15,599
計	92,056	84,240	36,853	33,317	47,037	58,700

(3) 宿泊延人員

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
青 島	24,151	22,237	5,014	7,463	11,498	14,072
むかばき	14,752	12,686	2,603	3,497	4,419	7,591
御 池	7,504	9,175	2,431	3,100	3,391	5,120
計	46,407	44,098	10,048	14,060	19,308	26,784

(4) 利用延人員

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
青 島	68,156	63,142	24,961	24,787	38,064	43,822
むかばき	36,690	31,601	11,020	12,644	15,976	21,586
御 池	35,161	34,689	10,892	10,075	13,350	20,833
計	140,007	129,432	46,873	47,506	67,390	86,242

2 利用料金体系

「公の施設に関する条例」の別表第4（この資料のP30～P31）を参照してください。

* 別表第4の表中に「その他のものが利用するとき」とありますが、これは、青少年を含まない団体（企業研修、老人クラブ等）の利用が想定されます。

3 利用料金の過去の実績

(単位：千円)

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
青島	3,454	2,655	395	504	1,079	1,617
むかばき	1,357	1,218	275	272	407	706
御池	1,033	1,126	149	285	264	571
計	5,844	4,999	819	1,061	1,750	2,895

4 指定管理料 (令和5年度予算額)

青島青少年自然の家	120,069千円
むかばき青少年自然の家	83,021千円
御池青少年自然の家	86,485千円
合計	289,575千円

5 現行の職員体制 (令和5年4月1日現在)

各施設の役職毎の職員数

(単位：人)

	青島	むかばき	御池	合計
所長	1	1	1	3
副所長	1	1	1	3
課長			1	1
課長代理	2	1	2	5
係長	2	1		3
主任指導員	4	1	1	6
指導員	3	5	3	11
非常勤職員		1	1	2
合計	13	11	10	34

※その他、施設を統括する事務局として、指定管理事業部があり、部長、次長、総務課長、総務係長の4名がいる。

各施設の有資格者延べ人数

(単位：人)

	青島	むかばき	御池	合計
社会教育主事	2	1	2	5
教員免許	7 (1)	3 (1)	3 (2)	13 (4)
その他(青少年団体での活動等)	0	0	0	0
合計	8 (2)	3 (1)	3 (2)	14 (5)

※ () 内は、そのうち社会教育主事免許も所持している者の数

6 光熱水費等経費（令和4年度実績）

項目名	区 分	青島	むかばき	御池	合 計
電力	使用量[kwh]	214,346	161,366	121,919	497,631
	料 金[円]	7,191,265	3,746,713	2,945,535	13,883,513
重油	使用量[リットル]	21,656	0	2,100	23,756
	料金[円]	1,628,000	0	245,600	1,873,600
都市ガス又はLPガス	使用量[N m ³]	0	1,129	50	1,179
	料金[円]	0	385,048	17,454	402,502
上水道	使用量[m ³]	7,166	—	—	7,166
	料金[円]	1,542,288	—	—	1,542,288
下水道	使用量[m ³]	7,166	—	—	7,166
	料金[円]	1,450,901	—	—	1,450,901
料金合計		11,812,454	4,131,761	3,208,589	19,152,804

※ むかばき、御池青少年自然の家は、上下水道の利用はありません（井戸水及び浄化槽を使用）。

7 現行の主な外注経費 (令和4年度実績)

(1) 青 島

(単位：千円)

業務内容	税抜き価格
清掃業務	7, 035
警備業務	4, 181
ボイラー等保守管理業務	6, 199
芝生及び樹木等保護管理業務	2, 750
衛生害虫駆除業務	160
廃棄物処理業務	312
自転車保守管理業務	499
小荷物専用昇降機保守点検業務	69
消防設備等点検業務	175
自家用電気工作物保安管理業務	684
階段昇降機保守管理業務	65
フィールドアスレチック点検業務	36
合 計	22, 165

(2) むかばき

(単位：千円)

業務内容	税抜き価格
清掃業務	2, 4 2 5
警備業務	4, 1 8 1
樹木剪定及び樹木管理並びに草刈業務	9 6 7
専用水道維持管理業務	2, 1 4 0
建築物環境衛生管理業務	3 7 2
給水栓等水質検査業務	3 7 9
空気環境測定業務	1 2 0
衛生害虫防除業務	1 4 6
天体望遠鏡保守定期点検業務	3 9 5
自家用電気工作物保安管理業務	1 8 0
給水施設清掃業務	4 5 0
合併排水施設清掃業務	3 5 0
合併排水施設維持管理業務	2 0 0
空調機保守点検業務	1 0 6
消防設備等点検業務	1 6 6
一般廃棄物処理業務	3 6 9
産業廃棄物処理業務	6 9
クリーニング業務	1, 0 0 5
合 計	1 4, 0 2 0

(3) 御池

(単位：千円)

業務内容	契約額
清掃業務	3, 4 5 0
警備業務	4, 1 8 1
草刈業務	1, 1 5 2
樹木剪定・薬剤散布業務	7 4 0
簡易専用水道維持管理業務	8 6 6
産業廃棄物等処理業務	3 3 4
衛生害虫駆除作業	1 6 0
給湯設備維持・専用水道技術管理業務	9 8 1
建築物環境衛生管理業務	3 3 6
自家用電気工作物保安管理業務	1 5 3
合併処理施設維持管理業務	4 3 4
消防設備等点検業務	1 7 2
空調機器保守点検業務	4 1 5
クリーニング業務	5 4 2
合 計	1 3, 9 1 7

8 令和5年度、主な主催事業計画の一覧

(1) 青島

1 主催事業名 利用団体担当者研修会

(1)実施期間	全7回 ※日帰り
(2)対象者	令和5年度利用団体の代表者
(3)目的	施設を利用する団体の担当者が施設のねらいを理解するとともに、研修プログラムの作成と調整を行う。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設理解のための紹介及び案内 ・利用の際の研修プログラム調整

2 主催事業名 目指せ！山頂^{てっぺん}

(1)実施期間	令和5年4月15日(土) ※日帰り
(2)対象者	小学生～一般 50名
(3)目的	登山活動を通して、心身を鍛えるとともに参加者同士の交流を深め、自然に親しむ態度を育てる。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登山活動 ・交流活動

3 主催事業名 食育鮮隊ウメモンジャー（夏編）

(1)実施期間	令和5年4月30日(日) ※日帰り、7月8日(土)～9日(日) ※1泊2日
(2)対象者	小学校4～6年生 20名
(3)目的	宮崎の「食」と「農」について体験的に学ぶ活動を通して、食について考え食べ物を大事にする心を育てる。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動 ・食育学習活動 ・農業学習・体験活動

4 主催事業名 ちびっこアスレチック

(1)実施期間	令和5年5月14日(日)、9月24日(日)、3月24日(日) ※日帰り(午前)
(2)対象者	未就学児を含む家族 各200名
(3)目的	フィールドアスレチック活動を通して、家族の交流を図る。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・フィールドアスレチック ・交流活動

5 主催事業名 アスレチック開放 DAY

(1)実施期間	令和5年5月14日(日)、9月24日(日)、令和6年3月24日(日) ※日帰り(午後)
(2)対象者	小学生以上 各300名
(3)目的	フィールドアスレチック活動を通して、参加者の絆を深めるとともに、たくましい体と心を育てる。
(4)事業内容	・フィールドアスレチック ・交流活動

6 主催事業名 あおしまリン

(1)実施期間	令和5年6月中旬～下旬 ※日帰り
(2)対象者	小学生を含む家族 30名
(3)目的	海辺の活動や川辺の活動を通して、親子で自然への興味・関心を高めるとともに、参加者同士の交流を図る。
(4)事業内容	・交流活動 ・マリン活動 ・野外体験活動

7 主催事業名 サマーキャンプ in みやざき

(1)実施期間	令和5年 8月上旬 ※4泊5日
(2)対象者	小学生～中学生 (35名程度)
(3)目的	異年齢による集団生活や各施設の特性を生かした、多彩な体験活動を通して子どもたちが、心と体を鍛えながら自立心や連帯感を高め、明日の宮崎を担う心豊かでたくましく行動力に富んだ青少年の育成を図る。
(4)事業内容	三施設が一体となって実施。 ・交流活動 ・自然体験活動 ・野外体験活動

8 主催事業名 青島チャレンジキャンプ

(1)実施期間	令和5年8月19日(土)～20日(日) ※1泊2日
(2)対象者	小学生～高校生 20名
(3)目的	体験活動の機会に恵まれない子どもたちに、野外活動を通して、豊かな情操を育み、参加者同士の交流を図る。
(4)事業内容	・野外体験活動 ・自然体験活動 ・交流活動

9 主催事業名 **ちびっこ大集合！**

(1)実施期間	令和5年8月27日(日) ※日帰り
(2)対象者	未就学児と保護者 人数:未定
(3)目的	未就学児を対象としたイベントを開催し、親子や参加者同士の交流を促進し、家庭 教育力の向上を図る。
(4)事業内容	・交流活動

10 主催事業名 **食育鮮隊ウメモンジャー（秋編）**

(1)実施期間	令和5年9月10日(日) ※日帰り、11月18日(土)～19日(日) ※1泊2日
(2)対象者	小学校4～6年生 20名
(3)目的	宮崎の「食」と「農」について体験的に学ぶ活動を通して、食について考え 食べ物を大事にする心を育てる。
(4)事業内容	・交流活動 ・食育学習活動 ・農業学習・体験活動

11 主催事業名 **あおしまファミリーキャンプ**

(1)実施期間	令和5年10月21日(土)～22日(日) ※1泊2日
(2)対象者	未就学児を含む家族 40名
(3)目的	家族での野外炊飯や自然遊びを通して、自然の素晴らしさを家族で共有し 絆を深める。
(4)事業内容	・交流活動 ・野外体験活動

12 主催事業名 **まなBOSA I**

(1)実施期間	令和5年11月4日(土) ※日帰り
(2)対象者	幼児もしくは小学生を含む家族 人数:未定
(3)目的	家族で様々な防災体験活動を行い、家族の防災意識を高めるとともに、 家族内・家族間の交流を図る。
(4)事業内容	・野外体験活動(防災学習含む) ・交流活動

13 主催事業名 野外教育のススメ

(1)実施期間	令和5年12月2日(土) ※日帰り
(2)対象者	教育関係者 20名
(3)目的	野外という学習環境の中で、子どもたちと共に学ぶための体験的学習プログラムの展開方法を実践的に修得する。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動 ・野外体験活動

14 主催事業名 自然の家杯グラウンドゴルフ大会

(1)実施期間	令和6年1月中旬、2月中旬、3月中旬 ※日帰り
(2)対象者	地域住民
(3)目的	地域住民に施設を開放して地域との連携を深め、グラウンドゴルフを通して、健康づくりや地域間交流の促進を図る。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動 ・グラウンドゴルフ

15 主催事業名 げんキッズキャンプ

(1)実施期間	令和6年1月20日(土)～21日(日) ※1泊2日
(2)対象者	小学生 40名
(3)目的	野外体験活動を通して、豊かな情操やたくましい体を育むとともに参加者同士の交流を図る。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動 ・野外体験活動

16 主催事業名 Global Camp in Aoshima

(1)実施期間	令和6年2月3日(土)～4日(日) ※1泊2日
(2)対象者	小学校4～6年生・中学生 40名
(3)目的	外国人青年との交流活動を通して、英会話や英語に対する興味関心を高めるとともに参加者・外国人青年との交流を図る。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動 ・野外体験活動 ・英語体験活動

17 主催事業名 わくわく自然の家まつり

(1)実施期間	令和6年2月23日(金) ※日帰り
(2)対象者	子ども～大人 人数:未定
(3)目的	施設を県民に広く理解してもらうために「まつり」を開催し、来所者に野外活動や創作活動などの多彩な体験活動を提供する。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none">・野外体験活動・創作体験活動・出店

(2) むかばき

1 主催事業名 チャレンジ山楽隊Ⅰ～春を求めて～

(1)実施期間	令和5年4月9日(日)【日帰り】
(2)対象者	子ども～大人(60名程度)
(3)目的	登山を通して人と人との交流や、家族の絆を深めるとともに、むかばきの自然と新緑の美しさ・素晴らしさを堪能し、自然に対する興味・関心を持ってもらう。
(4)事業内容	・出会いの集い ・登山(雌岳トレッキング・滝トレッキング予定) ・自然観察

2 主催事業名 すまいる家族大集合Ⅰ・Ⅱ

(1)実施期間	Ⅰ:令和5年4月22日(土) Ⅱ:令和5年4月23日(日)【各日帰り】
(2)対象者	家族(各10組程度)
(3)目的	野外活動を通して、家族間交流を図るとともに、家族の絆を深める。
(4)事業内容	・出会いの集い、アイスブレイキングゲーム ・キャンプ活動 ・別れの集い

3 主催事業名 むかばきオープンデー

(1)実施期間	令和5年5月4日(木)【日帰り】
(2)対象者	子ども～大人(各150～200組)
(3)目的	施設を開放することにより、地元住民をはじめ多くの方々に自然の家を理解してもらい、地域の活性化に寄与する。また、家族で「春のむかばき」を楽しみながら、自然の家及び周辺環境への関心を深めてもらう。
(4)事業内容	・自然の家コーナー(創作、天体等) ・春のハイキング ・遊びコーナー

4 主催事業名 わいわい楽しい昼食会(前期)

(1)実施期間	令和5年 6月5日(月)～7日(水)、14日(水)、19日(月)～23日(金)、26日(月)～29日(木)、7月3日(月)～5日(水) 【各日帰り】
(2)対象者	幼保園児(500名程度)
(3)目的	生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てる。
(4)事業内容	・食育に関するお話 ・手洗いの指導 ・昼食会

5 主催事業名 むかばきひとり旅Ⅰ

(1)実施期間	令和5年 7月15日(土)～17日(月)【2泊3日】
(2)対象者	小学校4年生～中学生(50名)
(3)目的	小中学生が家庭を離れ、列車やバスを利用してむかばき青少年自然の家まで「ひとり旅」をすることにより自立心を養い、ひとりで考え行動できる逞しさと感謝の心を身につける。また、非日常的な体験活動を通して、自然への興味・関心を高め、グループ活動を通して社会性やリーダー性を高める。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・出会いの集い、アイスブレイキングゲーム ・沢登り ・野外炊飯 ・別れの集い

6 主催事業名 サマーキャンプ in みやざき

(1)実施期間	令和5年 8月上旬【4泊5日】
(2)対象者	小学生～中学生(35名程度)
(3)目的	異年齢による集団生活や各施設の特性を生かした、多彩な体験活動を通して子どもたちが、心と体を鍛えながら自立心や連帯感を高め、明日の宮崎を担う心豊かでたくましく行動力に富んだ青少年の育成を図る。
(4)事業内容	<p>三施設が一体となって実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流活動 ・自然体験活動 ・野外体験活動

7 主催事業名 むかばきひとり旅Ⅱ

(1)実施期間	令和5年9月9日(土)～10日(日)【1泊2日】
(2)対象者	小学校1年生～3年生(40名)
(3)目的	小学生が家庭を離れ、列車やバスを利用してむかばき青少年自然の家まで「ひとり旅」をすることにより自立心を養い、ひとりで考え行動できる逞しさと感謝の心を身につける。また、非日常的な体験活動やたくさんの人たちとの関わりを通して、自然に対する興味・関心を高め、奉仕の精神やリーダー性、協調性を高める。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・出会いの集い、アイスブレイキングゲーム ・野外活動(ゲーム等) ・別れの集い

8 主催事業名 すまいる家族大集合Ⅲ・Ⅳ

(1)実施期間	Ⅲ:令和5年9月23日(土) Ⅳ:令和5年9月24日(日)【各日帰り】
(2)対象者	家族(各10組程度)
(3)目的	野外活動を通して、家族間交流を図るとともに、家族の絆を深める。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・出会いの集い、アイスブレイキングゲーム ・キャンプ活動 ・別れの集い

9 主催事業名 期間限定 むかばきキャンプデー

(1)実施期間	①令和5年10月7日(土)～8(日)、②令和5年10月8日(日)～9(日)【各1泊2日】
(2)対象者	子ども～大人(各10組程度)
(3)目的	キャンプ場を開放することにより、自然の家を理解してもらい、キャンプへの関心をより深めてもらう。また、自然の家及び周辺環境への関心も深めてもらう。
(4)事業内容	・キャンプ活動

10 主催事業名 むかばき青少年自然の家まつり

(1)実施期間	令和5年11月5日(日)【日帰り】
(2)対象者	子ども～大人(150～200組)
(3)目的	施設を開放することにより、地元住民を始め多くの方々に自然の家を理解してもらい地域の活性化に寄与する。また、家族で「秋のむかばき」を楽しみながら、自然の家及び周辺環境への関心を深めてもらう。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種体験コーナー ・秋のハイキング ・ステージイベント(太鼓演奏、踊り等) ・自然とのふれあい

11 主催事業名 きらきらナイトⅠ・Ⅱ

(1)実施期間	Ⅰ:令和5年11月18日(土) Ⅱ:令和5年12月2日(土)【各日帰り】
(2)対象者	子ども～大人(各50名)
(3)目的	むかばきの大自然の中で、美しい冬の星空を観察し、そのすばらしさを堪能する。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・天体に関する話 ・望遠鏡の操作について体験学習(季節に応じた天体観察)

12 主催事業名 **ハンドメイド塾Ⅰ～ザ・にっぽんのお正月～**

(1)実施期間	令和5年12月17日(日)【日帰り】
(2)対象者	子ども～大人(50名程度)
(3)目的	しめ縄を手作りすることにより、日本の伝統的なお正月文化の継承を促す。
(4)事業内容	・出会いの集い ・創作活動(しめ縄作り) ・別れの集い

13 主催事業名 **チャレンジ山楽隊Ⅱ～新春編～**

(1)実施期間	令和6年1月14日(日)【日帰り】
(2)対象者	子ども～大人(60名程度)
(3)目的	新春に登山することにより、新たな気持ちで新年を迎える気持ちを育成する。
(4)事業内容	・出会いの集い ・行滕山新春登山 ・別れの集い

14 主催事業名 **わいわい楽しい昼食会(後期)**

(1)実施期間	令和6年 1月16日(火)～19日(金)、22日(月)～26日(金)、29日(月)～31日(水)、 2月6日(火)～9日(金) 【各日帰り】
(2)対象者	幼・保園児(400名程度)
(3)目的	生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てる食育を推進する。
(4)事業内容	・食育に関するお話 ・手洗いの指導 ・昼食会

15 主催事業名 **ハンドメイド塾Ⅱ～陶芸体験～**

(1)実施期間	令和6年1月21日(日)【日帰り】
(2)対象者	子ども～大人(50名)
(3)目的	手作りで陶芸を行うことにより、作る喜びを味わう。
(4)事業内容	・出会いの集い ・創作活動 ・別れの集い

16 主催事業名 青年交流事業 縁ジョイ！むかばきアウトドア

(1)実施期間	令和6年2月4日(日)【日帰り】
(2)対象者	青年(40名)
(3)目的	青年たちがむかばきにつどい、野外活動を通して宮崎の豊かな自然に親しみ、参加者相互の交流を図る。
(4)事業内容	・出会いの集い、アイスブレイキングゲーム ・自然体験活動 ・別れの集い

17 主催事業名 ワールドキャンプ in むかばき～異文化を知ろう～

(1)実施期間	令和6年2月23日(金)～24日(土)【1泊2日】
(2)対象者	小学3～6年生(50名)
(3)目的	外国人の指導者や留学経験のある大学生と生活を共にしながら、異文化への興味関心を促す。言葉や文化の違いをゲームや様々な活動を通して体験することで、国際社会で生きる一員としての力を育む。
(4)事業内容	・出会いの集い ・外国人指導者や学生ボランティアとのゲーム等の体験活動 ・別れの集い

18 主催事業名 すまいる家族大集合V

(1)実施期間	令和6年3月9日(土)～10日(日)【1泊2日】
(2)対象者	家族(10組程度)
(3)目的	野外活動を通して、家族間交流を図るとともに、家族の絆を深める。
(4)事業内容	・出会いの集い、アイスブレイキングゲーム ・キャンプ活動等 ・別れの集い

(3) 御池

1 主催事業名 利用団体担当者研修

(1)実施期間	第1回 令和5年4月11日(火)、第2回 令和5年5月30日(火)、第3回 令和5年6月13日(火) 第4回 令和5年8月4日(金)、第5回 令和6年3月5日(火) (日帰り)
(2)参加者	利用団体の担当者または責任者
(3)目的	施設利用の意義と効果的な活動プログラムの立案や研修の円滑な実施に資するとともに、新型コロナウイルス感染症対策や、霧島山噴火に対する防災についての理解を深める。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none">・施設の意義・運営についての理解・研修プログラム計画案作成、利用団体相互の調整・新型コロナウイルス感染症対策、霧島山噴火への対応の在り方の理解

2 主催事業名 教育施設ボランティア養成講座

(1) 施設研修

(1)実施期間	令和5年5月13日(土)～14日(日) (1泊2日)
(2)参加者	大学生(20名)(宿泊)、高校生(20名)(日帰り)
(3)目的	教育施設における青少年の学校外活動を支援するボランティア活動の意義や在り方を学ぶとともに、ボランティア活動に取り組む契機とする。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none">・大学生(宿泊研修)、高校生(日帰り研修)・ボランティアの意義や内容の理解・自然体験活動における安全管理の意義と内容・施設におけるボランティアの実際

(2) 出前講座

(1)実施期間	随時(出前講座)
(2)参加者	高校生(希望の学校を対象)
(3)目的	高校のボランティアクラブ等で学ぶ生徒を対象に、教育施設における青少年の学校外活動を支援するボランティア活動の意義や在り方を学ぶ機会を提供し、実践意欲の向上を図る。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none">・希望する学校への出前講座として実施・ボランティアの意義や内容の理解・自然体験活動における安全管理の意義と内容・施設におけるボランティアの実際

3 主催事業名 レッツトライ「山登り」～春夏秋冬～

(1)実施期間	第1回 令和5年 5月27日(土)、第2回 令和5年8月13日(日) 第3回 令和5年11月 4日(土)、第4回 令和6年3月10日(日) (日帰り)
(2)参加者	子ども～大人(各40名)
(3)目的	登山活動を通して霧島の四季の自然にふれ、自然や郷土への理解を深めるとともに、自然災害(火山噴火)に対する備えについても学ぶ。
(4)事業内容	・登山活動 ・火山噴火に関する防災

4 主催事業名 あつまれ！自然探検隊

(1)実施期間	第1回 令和5年 6月 3日(土)～ 4日(日) (1泊2日) 第2回 令和5年12月 2日(土)～ 3日(日) (1泊2日)
(2)参加者	小学4年生～6年生(各40名)
(3)目的	霧島や南九州の雄大な自然の中での体験活動を通して、自然に親しむ態度を育むとともに、自立心や協調性を育む。また、異学年交流により、思いやりの心など、豊かな社会性を育む機会とする。
(4)事業内容	・野外活動、体験活動 ・霧島山の自然について親しむ活動 ・異学年の交流

5 主催事業名 親子でチャレンジ

(1)実施期間	第1回 令和5年6月18日(日)、第2回 9月30日(土)、第3回 令和6年1月13日(土) (日帰り)
(2)参加者	親子(各20家族)
(3)目的	親子で様々な体験活動を行うことにより、自然に親しんだり物づくりの喜びを味わったりするとともに相互の理解を深める機会とする。
(4)事業内容	・体験活動、創作活動、レクリエーション活動、アウトドアクッキング等

6 主催事業名 **みいけ焼き～世界で一つのたからもの～**

(1)実施期間	第1回 ① 令和5年 6月10日(土) ② 7月 8日(土) (各日帰り) 第2回 ① 令和6年 1月20日(土) ② 2月17日(土) (各日帰り)
(2)参加者	子ども～大人(各50名)
(3)目的	土の特性を生かした、陶芸作品づくりに取り組むことによって、物作りの楽しさや喜びを味わう中で豊かな情操を育む機会とする。
(4)事業内容	・陶芸作品づくり ※①は成形、②は絵・色付け

7 主催事業名 **みりよく発見！ジュニア霧島ジオガイド**

(1)実施期間	第1回 令和5年 6月11日(日)、第2回 9月24日(日)、第3回令和6年2月3日(土)(各日帰り) 第4回 令和6年 3月 9日(土)～ 3月10日(日) (1泊2日)
(2)参加者	小学5年生～中学生(10名)
(3)目的	霧島の自然や地形の特色、ジオパーク等について理解を深める活動を通して、自然に親しむ心や郷土への愛情を育む機会とする。
(4)事業内容	・フィールドワーク、活動の成果発表等

8 主催事業名 **森のチビッコひろば**

(1)実施期間	令和5年6月、9月～12月 令和6年1～2月 ※実施日は別途計画 (日帰り)
(2)参加者	幼・保育園児(希望の幼保園等を対象)
(3)目的	自然の中での遊びを通して、幼児の体や心を育てるとともに、協調心や創造力を培う場とする。
(4)事業内容	・野外での体験活動、創作活動等

9 主催事業名 **みいけに泊まろう！通学合宿**

(1)実施期間	令和5年7月～令和6年2月（3泊4日～5泊6日） ※実施日は別途計画
(2)参加者	小学3年生～6年生(各27名)(希望の学校を対象)
(3)目的	異年齢の子どもたちが、宿泊をともにし、通学する体験活動を通して、望ましい生活習慣や学習習慣を身につけ、自立心や連帯感や協調性を育む機会とする。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活体験 ・学習等 ・創作活動

10 主催事業名 **ザ・キャンプ～家族の時間～**

(1)実施期間	令和5年7月～10月 ※実施日は別途計画（1泊2日）
(2)対象者	親子(希望する家族ごとに実施)
(3)目的	自然の中でのキャンプ生活を親子で楽しむことにより、家族のふれ合いを深める。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・テント設営 ・アウトドアクッキング ・自由遊び ・交流活動

11 主催事業名 **サマーキャンプ in みやざき**

(1)実施期間	令和5年8月上旬（4泊5日）
(2)対象者	小学生～中学生(35名)
(3)目的	異年齢による集団生活や各施設の特性を生かした多彩な体験活動を通して、子どもたちが心と体を鍛えながら自立心や連帯感を高め、明日の宮崎を担う心豊かでたくましく行動力に富んだ青少年の育成を図る。
(4)事業内容	三施設が一体となって実施 <ul style="list-style-type: none"> ・交流活動 ・自然体験活動

12 主催事業名 ファミリーキャンプ in みいけ

(1)実施期間	令和5年9月2日(土)～3日(日) (1泊2日)
(2)参加者	親子(20家族)
(3)目的	テント泊など、自然の中での生活体験等に親子で取り組むことにより、家族の一員としての自覚を深め、相互の信頼関係を築くとともに、野外活動の楽しさを味わう。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・テント設営 ・アウトドアクッキング ・体験活動等

13 主催事業名 みいけオープンデー「やまびこ祭」

(1)実施期間	令和5年10月15日(日) (日帰り)
(2)参加者	子ども～大人
(3)目的	自然の家で行う創作活動等を実際に体験する機会や、地域の郷土芸能等を鑑賞する機会等を祭りとして提供することにより、広く県民に施設の理解を図る。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・創作活動や野外活動などの各種活動の体験 ・合唱やダンスなどの音楽活動の発表 ・地域の関係団体の活動発表 ・地場製品の展示、販売

14 主催事業名 かわいい子には旅を！！

(1)実施期間	令和5年11月18日(土)～19日(日) (1泊2日)
(2)参加者	小学1年生～3年生(30名)
(3)目的	小学校下学年の子どもたちに宿泊を伴う体験活動を提供し、基本的な生活習慣や自立の基礎を培う場とするとともに、他と協力することの大切さなど協調心を育む機会とする。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験 ・生活体験 ・野外での遊び

15 主催事業名 迎えよう！手作りのお正月

(1)実施期間	令和5年12月17日(日) (日帰り)
(2)参加者	子ども～大人(20家族)
(3)目的	お正月に関わる伝承文化の大切さやその意義を学ぶとともに、手作りのすばらしさにふれる機会とする。
(4)事業内容	・創作活動 ・伝統行事の伝承活動

16 主催事業名 みいけ少年ミニバスケットボールのつどい

(1)実施期間	令和6年1月27日(土)～28日(日) (1泊2日)
(2)参加者	小学生ミニバスケットボールチーム
(3)目的	ミニバスケットボールスポーツ少年団チームが、ミニバスケットを通じて親交を深め、日頃鍛えた技を競い合うことによって、フェアプレーの精神や切磋琢磨する心の大切さを学ぶ場とする。
(4)事業内容	・ミニバスケットボール交流試合 ・参加者相互の交流活動 ・地域スポーツ少年団育成団体との連携

17 主催事業名 みいけイングリッシュキャンプ

(1)実施期間	令和6年2月10日(土)～11日(日) (1泊2日)
(2)参加者	小学4年生～6年生(40名)
(3)目的	外国人を講師にネイティブな英語の発音に触れ、コミュニケーション活動や、外国の文化を体験する体験を通して、積極的に英語に慣れ親しむ態度を養うとともに、国際感覚を育む機会とする。
(4)事業内容	・簡単な英会話を用いたゲーム活動 ・外国の文化体験活動 ・野外活動

18 主催事業名 **みいけ少年バレーボールのつどい**

(1)実施期間	令和6年2月24日(土)～25日(日) (1泊2日)
(2)参加者	小学生バレーボールチーム
(3)目的	バレーボールを愛する小学生が一堂に集い、日頃鍛えた技を競い合うとともに、交流・交歓活動を通して心身の健全な育成を図る場とする。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バレーボール交流試合 ・参加者相互の交流活動

19 主催事業名 **防災スプリングフェスタ**

(1)実施期間	令和6年3月3日(日) (日帰り)
(2)参加者	子ども～大人
(3)目的	防災に関する体験を通して、防災に必要な知識や技能を身につけ、「自分の命は自分で守る」という、防災・減災の意識の高揚を図る場とする。
(4)事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動 水消火器、非常食、救急法体験など ・展示 新燃岳噴火写真パネル、防災グッズ、防災車両など ※ブース毎の展示及び体験

20 主催事業名 **チャレンジ「ぼうさい」**

(1) もくももつくんハウス

(1)実施期間	令和5年4月～令和6年3月 ※実施日は別途計画 (日帰り)
(2)参加者	幼児(希望する幼保園等を対象)
(3)目的	災害への備えと災害時に必要な知識や技能などについて、体験活動を通して学び、防災に対する実践的な態度を身につける機会とする。
(4)事業内容	<p>出前講座として実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙体験活動

(2) 防災学びんぐスクール

(1)実施期間	令和5年4月～令和6年3月 ※実施日は別途計画（日帰り）
(2)参加者	児童・生徒(希望する小中学校等を対象)
(3)目的	霧島山の噴火をはじめとする自然災害に対して、地域の特色を生かし、地域と連動した学校防災の取組を支援する取組を通して、児童生徒の防災に対する実践的な態度や自然に対する畏敬の念及び自然に親しむ態度の育成に寄与する。
(4)事業内容	出前講座として実施 ・防災に関わる講話 ・体験活動(水消火器等) ・DIG 学習

9 地方自治法（抄）（昭和二十二年法律第六十七号）

第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

1～6 （略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8～12 （略）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に

係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（包括外部監査人の監査）

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

1～3 （略）

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの、当該包括外部監査対象団体が当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの、当該包括外部監査対象団体が当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 （略）

10 公の施設に関する条例（抄）（昭和三十九年条例第七号）

（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二の規定による公の施設の設置、管理及び廃止については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほかこの条例の定めるところによる。

（設置）

第二条 県民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するため、別表第一のとおり公の施設を設置する。

（管理の原則）

第三条 公の施設は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（特に重要な公の施設）

第四条 法第二百四十四条の二第二項の規定により、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければ廃止できない公の施設は、別表第二に定めるものとする。

（守るべき事項）

第五条 公の施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときはこの限りでない。

- 一 公の施設を利用する権利を他に譲渡しないこと。
- 二 公の施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- 三 公の施設の使用目的外に使用しないこと。
- 四 その他知事において指示した事項

（原状回復義務）

第六条 公の施設の利用者は、利用を終了したときは、自己の負担において直ちに原状に回復しなければならない。

（利用の許可、制限等）

第七条 公の施設の利用について、知事はその利用の許可、利用の制限、その他必要な事項について規則を定めることができる。

（損害賠償）

第八条 故意又は過失によつて公の施設を滅失し、又は破損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（利用の中止等）

第九条 公の施設の利用者が、第五条の規定に反する行為があつた場合又は知事において、公益上必要があると認めたときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

（指定管理者が管理を行う公の施設）

第十条 知事は、必要があると認めるときは、法第二百四十四条の二第三項の規定により、別表第三に掲げる公の施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第十条の二 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。

3 知事は、第一項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

四 その他規則で定める基準

(指定管理者の指定の手続の特例)

第10条の2の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

一 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

二 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

三 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

四 その他知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第十条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 公の施設の利用に関する業務

二 公の施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務

三 その他公の施設の管理運営に関して規則で定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第十条の四 指定管理者は、第十条の六の規定により読み替えて適用される第九条に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って公の施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第十条の五 知事は、適当と認めるときは、別表第四の施設の欄に掲げる公の施設の指定管理者に、その管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表第四に定める基準に従って指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者が管理する場合の読替)

第十条の六 第十条の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第五条及び第九条の規定の適用については、第五条第四号及び第九条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第十条の七 知事は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(使用料)

第十一条 公の施設の利用については、使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第九号）により使用料を徴収することができる。

(罰則)

第十二条 公の施設を無断で利用し、又はこれにより収益した者並びに故意に滅失又は破損した者については、五万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第一（第二条関係）

名 称	設置目的	位 置
宮崎県青島青少年自然の家 宮崎県むかばき青少年自然の家 宮崎県御池青少年自然の家	青少年の健全育成を 図るための集団宿泊 研修施設	宮崎市大字熊野字藤兵衛中州 延岡市行藤町七六〇番三 都城市夏尾町五九八八番三〇
以下、略		

別表第二（第四条関係）（略）

別表第三（第十条関係）

名 称

宮崎県青島青少年自然の家

宮崎県むかばき青少年自然の家

宮崎県御池青少年自然の家

別表第四（第十条の五関係）

施設	基準				
	区分	単位	金額	備考	
宮崎県青島 青少年自然 の家 宮崎県むか ばき青少年 自然の家 宮崎県御池 青少年自然 の家	宿泊室	一人一泊につき 児童、生徒及び学生 の団体並びに青少年 団体及び青少年育成 団体が利用するとき 三〇歳未満の者 三〇歳以上の者 その他のものが利用 するとき	三三〇円以下	1 「一泊」とは 、午前九時から 翌日の午後四時 までの範囲内に おいて当該施設 を利用し、宿泊 することをいう 。 2 一時間を単位 とする利用料金 の額を計算する 場合において一 時間に満たない 端数があるとき は、その端数は 一時間とする。 3 宿泊室、キャ ンプ場及びキャ ンプ用具につい ては、学校教育 法（昭和二十二 年法律第二十六 号）第一条に規 定する学校（大 学を除く。）に 在学する者及び 未就学の者（以 下、「在学者等 」という。）は 、無料とする。 4 研修室及び体 育館については 、在学者等で構 成する団体は、 無料とする。	
			六六〇円以下 一、一〇〇円以 下		
	研修室	一室一時間につき	五〇五円以下		
	体 育 館	宮崎県青 島青少年 自然の家	一時間につき 全面を利用する場合 半面を利用する場合		一、一〇〇円以 下 五五〇円以下
		宮崎県む かばき青 少年自然 の家 宮崎県御 池青少年 自然の家	一時間につき		七八五円以下
キャンプ場	一人一泊につき 児童、生徒及び学生 の団体並びに青少年 団体及び青少年育成 団体が利用するとき 三〇歳未満の者 三〇歳以上の者 その他のものが利用	一一〇円以下 二二〇円以下 三三〇円以下			

		するとき		5 「全面を利用する場合」とは、体育館の床面積の二分の一を超えて利用する場合をいい、「半面を利用する場合」とは、体育館の床面積の二分の一以下を利用する場合をいう。
キャン プ 用 具	テント	一人一泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が利用するとき 三〇歳未満の者 三〇歳以上の者 その他のものが利用するとき	一一〇円以下 二二〇円以下 三三〇円以下	
	寝袋	一泊一個につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が利用するとき 三〇歳未満の者 三〇歳以上の者 その他のものが利用するとき	一一〇円以下 二二〇円以下 三三〇円以下	
	毛布	一泊一枚につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が利用するとき 三〇歳未満の者 三〇歳以上の者 その他のものが利用するとき	一一〇円以下 二二〇円以下 三三〇円以下	

1 1 青少年自然の家管理規則（昭和 50 年宮崎県規則第 33 号）

青少年自然の家管理規則

昭和50年8月1日規則第33号
改正 平成6 年6月30日規則第30号
改正 平成17年9月22規則第85号

青少年自然の家管理規則をここに公布する。

青少年自然の家管理規則

宮崎県総合青少年センター管理規則（昭和五十年宮崎県規則第三十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和三十九年宮崎県条例第七号。以下「条例」という。）第七条及び第十三条の規定に基づき、宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用できる者の範囲）

第二条 次に掲げる者は、五人以上の団体で青少年自然の家を利用することができる。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、五人未満の団体に青少年自然の家を利用させることができる。

- 一 勤労青少年
- 二 児童、生徒及び学生
- 三 青少年の育成指導に当たっている者
- 四 前三号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

（休所日）

第三条 青少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休所日としないことができる。

- 一 月曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に同項各号に掲げる日以外の日を休所日とすることができる。

（利用の許可の申請）

第四条 青少年自然の家を利用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするものは、利用しようとする日の二十日前までに、青少年自然の家利用許可申請書（別記様式第一号）を知事に提出しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第五条 知事は、前条第二項の規定により青少年自然の家利用許可申請書の提出があった場合において、青少年自然の家の利用の許可をするときは、当該申請者に青少年自然の家利用許可書（別記様式第二号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者に青少年自然の家利用不許可通知書（別記様式第三号）により通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第六条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、青少年自然の家の利用を許可しないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 青少年自然の家をき損するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他青少年自然の家の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消しの申出)

第七条 第四条第一項の許可を受けたもの（以下「利用団体」という。）が利用の許可の取消しの申出をするときは、青少年自然の家利用許可取消申出書（別記様式第四号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により青少年自然の家利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用団体に通知するものとする。

(利用の制限)

第八条 知事は、必要があると認めるときは、区域を定めて、青少年自然の家の利用を制限することができる。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第九条 条例第十条の規定により青少年自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第二条から前条までの規定の適用については、第二条及び第三条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第三条第二項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第四条から前条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の支払)

第十条 指定管理者による管理の場合、利用団体は、当該指定管理者に青少年自然の家の利用料金（条例第十条の五第一項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第十一条 条例第十条の二第一項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第五号）によるものとする。

2 条例第十条の二第一項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあっては、法人の登記事項証明書

- 三 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- 四 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第十二条 条例第十条の二第三項第四号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 利用団体の安全に関して、対策が講じられること。
- 二 その他知事が必要と認める基準

(指定管理者が行う業務)

第十三条 条例第十条の三第三号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 青少年自然の家及び周辺の自然環境を生かした自然体験活動等の実施に関する業務
- 二 利用団体の利用目的に応じた研修活動の計画及び実施に関する助言、実技指導等に関する業務
- 三 その他知事が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

第十四条 条例第十条の四の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- 一 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な青少年自然の家の管理運営を行うこと。
- 二 利用団体に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 青少年自然の家の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- 四 当該指定管理者が業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。

(利用料金の承認)

第十五条 指定管理者は、条例第十条の五第三項の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第六号）に歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(利用料金の減額等)

第十六条 条例第十条の五第四項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 災害その他特別の事情による利用で知事が特に必要と認める場合
- 二 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ知事の承認を受けたとき。

(協定書の締結)

第十七条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 条例第十条の三各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
- 二 第十四条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、青少年自然の家の管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告書等の提出)

第十八条 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 青少年自然の家の指定管理業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第十九条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、青少年自然の家を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第二十条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、青少年自然の家の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の宮崎県総合青少年センター管理規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の青少年自然の家管理規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 条例第十条の二第三項の規定により指定管理者を指定した場合において、施行日以後に、改正後の規則の規定により、知事がした処分、手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定により、指定管理者がした処分、手続その他の行為又は指定管理者に対してされた手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 4 指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

12 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる個人番号、個人番号をその内容に含むものその他のもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 甲が、安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(事務所内からの個人情報の持ち出しの禁止)

第6 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を、甲の事業所の外に持ち出してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(漏えい等の事案発生時の対応)

第9 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生したおそれがある場合には、直ちに甲に報告するものとする。この場合において、甲及び乙は、当該事案の拡大及び再発を防止するために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、当該事案によって当該個人情報に係る本人が被る権利利益の侵害の状況並びに当該事案の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

第10 乙は、自己の責に帰すべき事由により、委託業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、甲に被害が生じた場合は、これを賠償する責任を負うものとする。

(資料の返還等)

第11 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後又は甲の求めに応じて直ちに甲に返還し、引き渡し、又は復元できない方法で廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、前項の規定による廃棄又は消去について、その実施状況を記録に残さなければならない。

3 乙が第1項の規定による廃棄又は消去を行った場合は、乙は、甲に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

(従事者等の特定)

第12 乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育等)

第13 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

2 乙は、従事者等が退職する場合は、当該業務に関して知り得た個人情報に関する退職後の秘密保持義務についての誓約書の提出を求める等、個人情報の漏えいを防止するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(特記事項の遵守状況の報告)

第14 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について、甲に対して報告しなければならない。

(実地調査等)

第15 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第16 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(注) 1 「甲」は宮崎県等、「乙」は受託者をいう。

2 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）」及び「宮崎県における特定個人情報等に関する取扱規程（平成28年1月4日宮崎県IT推進本部了承）を踏まえたうえで、委託業務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略するものとする。